

西日本工業大学危機管理規則

(目的)

第1条 この規則は、西日本工業大学（以下、「大学」という。）において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制、対処方法等を定めることにより、学生、職員、近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果すことを目的とする。

(危機管理の対象)

第2条 この規則において危機管理の対象とする事象（以下、危機事象という。）は、次に該当するものとする。

- (1) 大学の研究教育活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生、職員、近隣住民等の安全に係る重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) 大学に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な事象

(危機管理責任者)

第3条 学長は、大学における危機管理を統括する責任者として、大学の危機管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 大学院工学研究科長は、大学院における危機管理の責任者として、大学全体の危機管理体制と連携を図りつつ、当該研究科の危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 3 学部長は、当該学部における危機管理の責任者として、大学全体の危機管理体制と連携を図りつつ、当該学部の危機管理体制の充実に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第4条 危機管理責任者は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、日常的な危機管理体制の充実に努めるものとする。

- 2 危機管理責任者は、法令、関連する諸規則等に従い、学生、職員、近隣住民等が大学に起因する危険事象により災害等を被ることのないよう、配慮しなければならない。
- 3 危機管理責任者は、危機管理に当たり、学生、職員、近隣住民等に対する必要な広報、情報提供及び管理等に努めるものとする。

(危機管理員)

第5条 学長の下に危機管理員を置く。

- 2 危機管理員は、学長の指揮の下に、大学全体として対処が必要な危機管理に当たる。
危機管理員は、次の者をもって充てる。

- (1) 副学長
- (2) 大学院工学研究科長
- (3) 学部長
- (4) 学生部長、教務部長
- (5) その他学長が指名する者

(危機管理に関する通報)

第6条 職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知した場合は、遅滞なく、危機管理員に通報しなければならない。

- 2 危機管理員は、前項の通報を受け又は自ら危機事象が発生又は発生するおそれがあることを察知した場合は、直ちに学長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、学長と対処方法を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

第7条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断した場合は、直ちに当該危機事象に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本 部 長 学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長 危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本 部 員 職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

3 本部長は、危機事象への対処が終了したときは、対策本部を解散する。

(対策本部の業務)

第8条 対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に関する情報の取得、管理
- (2) 対応策の検討、決定、実施
- (3) 主務官庁等との連絡
- (4) 報道機関への対応
- (5) 再発防止策の検討、決定、実施
- (6) その他危機事象への対処のために必要な事務

2 対策本部の事務は、総務部総務課が行う。

(対策本部の権限)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

2 対策本部は、職員に対し、危機事象に対処するために必要な指示をすることができ、職員はこれに従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象への対処に当たり、理事会、工学研究科委員会及び教授会の審議、その他諸規程等により必要とされる手続を省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は、危機事象の対処の終了後、遅滞なく、対処の経過を理事会等に報告しなければならない。

(学部等における危機への対処等)

第10条 大学院工学研究科長、学部長は、危機事象が当該学部等のみに係る場合であって、当該学部等限りで対処することが適切と判断するときは、その内容、対処方針等を学長に報告し、了解を得て、当該学部等限りで対処することができる。この場合において、大学院工学研究科長、学部長は、随時、危機事象への対処の状況等を学長に報告しなければならない。

(学長が不在の場合の措置)

第11条 学長が出張等により不在の場合は、第7条第2項の対策本部長は、教学担当の副学長とする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、危機管理に際し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、学長が行う。

附 則

この規則は、平成23年5月26日から施行する。